



STORY 09 屋外広告物のやるせなさ

登場人物

寺多さん（61歳）、杉木さん（34歳）、ゆきじ君（6歳）

朝、家を出るとき、近所の公園に霜が降りていた。
まあ、これは時々あること…

—昨日の晩—

プルルルッ

杉：はい、杉木でございます。

寺：おう、お前か！明日は暇か？暇やんなあ。手伝え！

杉：え！？

寺：明日の朝、家にきてくれ！

ガチャン

杉：え、明日はゆきじと一緒に遊ぼうと思ってたのに…

そして……

杉：気持ちが乗らない…何をさせられるんやろ。
家の近くの国道を通っていたら、黄色いパトライ
ト車とすれ違った。

杉：この頃、あの車よう見かけるなあ。

そんなこんなで寺多さんの家に着くと、やる気満々の
寺多さんが玄関前でなにやら手に持って立っていた。

杉：おはようございます。

寺：おう、遅いぞ！

杉：すみません。なにをお手伝いすればいいんですか
？

寺：これじゃ！！

川柳大会

日時	平成21年12月13日（金曜）
会場	紋白公民館
時間	午前10時～午後0時
参加料	無料
内容	当日投句、表彰式、講評などを行います。

寺：このビラを電柱に貼り、川柳大会があることを宣伝するんや。わしも参加するからな。

杉：はぁ…

さっそく、ビラとのりを手に電柱に貼っていった。

杉：電柱に貼って大丈夫ですかね？

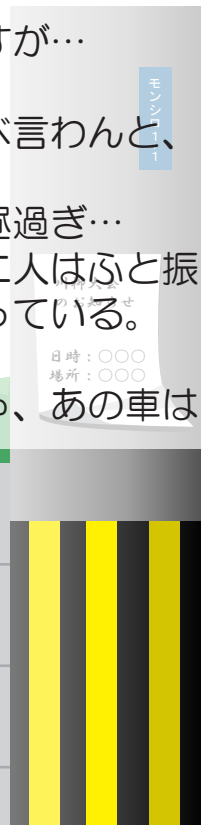
寺：頭の固いやっちゃんぁ～通り過ぎの人がこのビラを見てくれば、宣伝になるやろうが。

杉：そうですが…

寺：つべこべ言わんと、さっさと貼れ！

そして、お昼過ぎ…
貼り終えた二人はふと振り返ると、なにやら黄色いパトライトが光っている。

寺：なんじゃ、あの車は？



杉：ん、朝すれ違った車や。

二人が近づいていくと

《違反屋外広告物簡易除却中》と表示している車の横で、な、な、なんと、朝から二人で貼ったビラが剥がされていた。

寺：何者や？何をしてるんや？

植条（以下、植）：市役所の者です。屋外広告物の簡易除却を行っています。

寺：？？？違反！わしの貼ったビラが違反やと！61歳まで人様に迷惑をかけずに生きてきた、このわしが！

植：電柱は禁止物件ですのではり紙を貼ることは違反となります。

寺：きんしぶっけん？？？呪文がいっぱい出てきて頭がパンクしそうや！～プシュ～



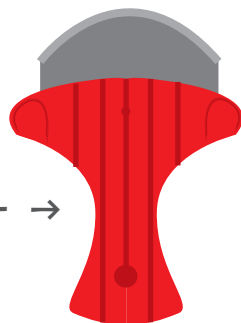
あれよ、あれよという間にスクレイパー（はり紙等を削り取るヘラ状の道具）によって川柳大会のビラが剥がされ、パトライトが消えていった。

寺：くそ～朝から頑張ってたものが無駄になってしまった。

杉：市役所に連絡してみましようか？

寺：いや、わしがする。

スクレイパー →



プルルルッ

都市景観課（以下、景）：はい、都市景観課です。

寺：『やがいこうこくぶつ』の担当はおるか？

景：はい、私が担当のリーダーです

寺：ちょっと、聞きたいんやけど！！

景：はい、为什么呢。

寺：今日、川柳大会のビラを貼っていたら、市役所の職員に違反屋外広告物やと言われて、剥がされてしまった！『やがいこうこくぶつ』ってなんや！

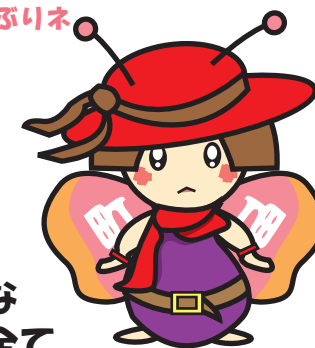
景：説明させていただきます。まず、『やがいこうこくぶつ』と間違っているのですが、『**おくがいこうこくぶつ**』といいます。

寺：おくがいでも、おつかいでも何でもええねん！それは何や？

屋外広告物って？

まかせてちょうだいねえ！

ひさしぶりネ



お金儲けのような営業的な広告だけでなく、単にイメージを伝えるようなものであっても、次の4つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容に関わらず、**屋外広告物法**に基づく屋外広告物となるのよ。

- ① 常時一定の期間継続して表示されるものであること
- ② 屋外で表示される（建築物などの外側にある）こと
- ③ 公衆に表示されるものであること
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものであること。

いわば、**屋外にあってだれも見ることのできる看板なんです。**